

○吉野川市測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る一般競争入札及び指名競争
入札参加資格審査要綱

平成23年12月22日

告示第102号

改正 平成25年12月9日告示第109号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び
第167条の11第2項の規定に基づき、吉野川市が発注する建設工事に係る測量、建設コン
サルタント業務等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参
加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について定めるものとする。

(入札に参加することのできない者)

第2条 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、特別の理
由がある場合を除くほか、入札に参加することができない。

(申請書)

第3条 入札に参加する資格（以下「資格」という。）の審査を受けようとする者は、一般競争
入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類をそ
れぞれ1部添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないとする書
類については、これを省略することができる。

- (1) 営業所一覧表
- (2) 測量等実績調書
- (3) 技術職員名簿又は技術者経歴書
- (4) 法人にあっては登記事項証明書又はその写し、個人にあっては身分証明書又はその写し
- (5) 営業に関し、法律上必要とされる登録の証明書又はその写し
- (6) 法人にあっては申請する日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び
利益処分に関する書類、個人にあっては申請する日の属する事業年度の前事業年度の貸借対
照表及び損益計算書
- (7) 業者カード
- (8) 納税証明書
- (9) 使用印鑑届
- (10) その他市長が別に定める書類

(申請書の提出期間)

第4条 前条の申請書は、平成26年1月15日から同月24日までを最初の期間とする隔年ごとの1月15日から同月24日までの間に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(資格審査)

第5条 市長は、申請書の提出があったときは、市長が別に定める基準により審査し、業務分野別に資格を認定する。

2 前項の規定による資格の認定は、前条ただし書の規定により申請書が提出された場合を除き、平成26年6月1日を最初の期日とする隔年ごとの6月1日に行うものとする。

3 市長は、平成27年6月1日を最初の期日とする隔年ごとの6月1日において資格の認定に係る事項の調査及び確認を行うため、現に資格を有する者に対し、第3条第7号及び第8号に掲げる書類を提出させるものとする。

(資格の有効期限)

第6条 資格の有効期間は、前条第2項に規定する日から2年間とする。

2 第4条ただし書の規定により申請書を提出し、審査を受けた資格の有効期間は、前項の規定にかかわらず、同項の期間の残存期間とする。

(資格の取消し)

第7条 市長は、第2条又は次の各号のいずれかに該当すると認められる者の資格を取り消すことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、業務を粗雑にし、又は成果品の内容に関して不正の行為をした者
- (2) 入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7) 申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

2 市長は、前項の規定により資格を取り消したときは、その者に通知するものとする。

(変更届)

第8条 第5条第1項の規定により資格を認定された者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったときは、直ちに一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請変更届に第3条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者の役職及び氏名
- (3) 営業所の名称、所在地又は電話番号
- (4) 使用印又は実印
- (5) 前各号に掲げるもののほか、営業に関する重要な事項

附 則

この告示は、平成23年12月22日から施行する。

附 則（平成25年12月9日告示第109号）

（施行期日）

1 この告示は、平成26年1月15日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格（以下「資格」という。）を有する者及び第4条ただし書の規定により申請書等を提出し審査を受けてこの告示の施行の日から平成26年5月31日までの間に資格を有することとなる者の当該資格の有効期間は、第6条の規定にかかわらず、同日までとする。